

6月定例会で議決した主な議案の概要

6月定例会で、市長から提案され審議した議案のうち主な内容をお知らせします。

○議案第35号 平成27年度鈴鹿市一般会計補正予算（第1号）

（付託委員会：予算決算委員会）

平成27年度一般会計当初予算は、4月に統一地方選挙を控えていたことから義務的・経常的な行政経費と継続事業に係る投資的経費を中心とした骨格的予算として編成されました。

そのため、今回、改めて政策的経費を加えるとともに投資的事业などの必要経費を肉付けし、年間予算として補正をするもので、歳入歳出それぞれ8億2,078万円を追加し、総額を606億7,078万円にしようとするものです。

増加の主な要因

- 骨格的当初予算への事業費の追加。
土地改良費、交通安全対策費、道路新設改良費、橋りょう新設改良費、水路費、河川改良費および排水機場などの施設整備費などを計上。
- 社会保障・税番号制度やクレジット収納の実施に向けてのシステム改修などの経費を計上。
- 子ども・子育て関連事業費、防災拠点などの整備事業費、公共施設の耐震整備費や維持修繕費などを計上。
- 産業振興関連経費などの事業費を計上。

○議案第41号 鈴鹿市手数料条例の一部改正について

（付託委員会：産業建設委員会）

マンションの建て替えの円滑化等に関する法律が一部改正され、耐震性不足の老朽マンションの建て替えなどを促進するため、要除却認定マンションについて、特定行政庁の許可により容積率制限を緩和できることになったため、その許可に係る手数料を新たに徴収するものです。

そのほか、国家公務員共済組合法および社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律がそれぞれ一部改正されることに伴い、その引用部分について、所要の規定整備を行うものです。

○議案第43号 鈴鹿市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

（付託委員会：生活福祉委員会）

市町村が、家庭的保育事業等の設備及び運営に関して条例で基準を定めるに当たり、従うべき基準および参酌すべき基準を定めている厚生労働省令の一部を改正する省令が本年3月31日付けで公布されました。この一部改正により、市町村が従うべき基準として、小規模保育事業所A型およびB型、保育所型事業所内保育事業所、小規模型事業所内保育事業所に置かれる保育士の数の算定に当たって、保育士とみなすことができる職種として准看護師が加えられたことに従い、同条例を改めるものです。

○議案第48号及び議案第49号 工事請負契約について

（付託委員会：文教環境委員会）

議案第48号

鈴鹿市立稲生小学校に普通教室を備えた校舎棟を新たに増築するものであり、契約金額2億5,045万2千円で、有限会社浜村工務店と、平成28年3月22日までの工期で、工事請負契約を締結するものです。

議案第49号

鈴鹿市立栄小学校の既存の屋内運動場を新たに建て替え、増改築するもので、契約金額3億5,208万円で、株式会社大野工務店と、平成28年2月29日までの工期で、工事請負契約を締結するものです。